

福井県警察の質屋営業の事務取扱に関する訓令

平成 28 年 3 月 30 日

福井県警察本部訓令第 46 号

改正

令和 3 年 1 月 13 日本部訓令第 2 号 令和 3 年 3 月 22 日本部訓令第 17 号 令和 3 年 6 月 15 日本部訓令第 22 号
令和 4 年 3 月 18 日本部訓令第 12 号

福井県警察の質屋営業の事務取扱に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の質屋営業の事務取扱に関する訓令

福井県警察の質屋営業の事務取扱に関する訓令（平成 17 年福井県警察本部訓令第 17 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号。以下「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、質屋営業の事務の取扱いに係る手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（営業の許可）

第 2 条 規則第 2 条の規定に基づく質屋営業許可申請書（別記様式第 1 号）を受理した警察署長は、当該申請書及び添付書類の写しを生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）に送付するものとする。

2 警察署長は、質屋営業許可申請に対する調査書（別記様式第 2 号）に基づき当該申請に係る調査を行い、当該調査書の写しを申請書等送付書（別記様式第 3 号）に添付して、主管課長に送付するものとする。

3 主管課長は、審査した結果、許可することに支障がないと認めるときは、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可番号を指定し、当該警察署長に通知するものとする。

4 警察署長は、前項の規定により主管課長から許可番号の指定の通知を受けたときは、質屋許可証（以下「許可証」という。）を作成し、申請者に交付するものとする。

（営業所の移転許可）

第 3 条 規則第 4 条の規定に基づく営業内容の変更許可申請書・届出書、許可証の書換申請書（別記様式第 4 号。以下「書換申請書等」という。）を受理した警察署長は、質屋営業所移転許可申請に対する調査書（別記様式第 5 号）により調査を行い、申請書等送付書に当該調査書の写し及び書換申請書等の副本を添付した上、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、審査した結果、許可することに支障がないと認めるときは、当該警察署

長に通知するものとする。

3 警察署長は、前項の規定により通知を受けたときは、申請者に許可証の提出を求め、これを書き換えて交付するものとする。

4 警察署長は、前項の場合において、移転後の営業所が他の警察署の管轄区域に属するときは、移転後の営業所を管轄する警察署長に質屋許可台帳（別記様式第6号）を送付しなければならない。

（管理者の新設及び変更の許可）

第4条 規則第5条の規定に基づく書換申請書等を受理した警察署長は、質屋営業管理者の新設・変更許可申請に対する調査書（別記様式第7号）により調査し、申請書等送付書に当該調査書の写し及び書換申請書等の副本を添付した上、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、審査した結果、許可することに支障がないと認めるときは、当該警察署長に通知するものとする。

3 警察署長は、前項の規定により通知を受けたときは、申請者に許可証の提出を求め、これを書き換えて交付するものとする。

（不適格等の上申）

第5条 警察署長は、第2条、第3条及び第4条の規定に基づく許可の申請があった場合において、法第3条に定める許可基準に抵触するとき、又は許可について疑義のあるときは、質屋営業許可申請等に関する疑義上申書（別記様式第8号）により速やかに公安委員会に上申しなければならない。

（不許可の場合の措置）

第6条 主管課長は、公安委員会による不許可の決定があったときは、警察署長を経由して申請者に不許可に係る指令書（別記様式第9号）を交付するものとする。

（質置主保護のための承認）

第7条 警察署長は、法28条第3項第1号又は同条第5項の規定に基づく承認に係る申請書（2通）を受理した場合において、審査した結果、支障がないと認めるときは、申請書末尾に承認した旨を記載の上、その1通に公安委員会印を押して交付しなければならない。

2 前項の場合において支障があると認めるものについては、警察署長は、速やかにその旨を申請者に指示し、質置主の保護に配慮するものとする。

（廃業又は休業並びに死亡の届出）

第8条 規則第6条、規則第7条第1項及び規則第10条の規定に基づく廃業・休業・死亡届出書及び許可証の返納理由書（別記様式第10号。以下「返納理由書等」という。）を受理した警察署長は、その記載事項を確認し、申請書等送付書に当該理由書等の写しを添付した上、主管課長に送付するものとする。

2 規則第7条第2項の規定に基づく休業期間の延長の届出及び規則第7条第3項の規定に基づく営業の再開の届出を受けた場合は、返納理由書等の余白にその旨を記載し、申請書等送付書に当該理由書の写しを添付の上、主管課長に送付するものとする。

（営業内容変更）

第9条 規則第8条の規定に基づく書換申請書等を受理した警察署長は、その記載事項、

添付書類、変更しようとする事実及びその事由を調査し、許可証の記載事項に変更を生じたものについては、許可証の提出を求め、これを書き換えて申請者に交付しなければならない。

- 2 警察署長は、前項の届出書のうち、法定代理人又は法人の業務を行う役員の異動若しくは選任については、法第25条第1項第2号又は第3号に該当し、不相当と認めるときは、速やかに申請者にその旨を指示しなければならない。

(保管設備の変更)

第10条 規則第9条の規定に基づく質物保管設備変更届出書(別記様式第11号)を受理した警察署長は、設備基準に適合するかどうかを調査し、適合しないときは、速やかに設備基準に適合する設備に改めるよう指示するものとする。

(許可証の書換え)

第11条 規則第12条の規定に基づく書換申請書等を受理した警察署長は、その記載事項を確認し、許可証の当該事項を書き換え、かつ、記載事項欄にその旨を記載の上、公安委員会印を押さなければならない。

(亡失又は盗難の届出)

第12条 法第8条第3項の規定に基づく許可証亡失・盗難届出書、再交付申請書(別記様式第12号。以下「再交付申請書等」という。)又は法第15条第2項の規定に基づく届出を受理したときは、その事実を調査し、亡失及び盗難について必要な手配をしなければならない。

- 2 警察署長は、前項の規定により手配をした許可証及び帳簿が発見されたときは、手配を解除しなければならない。

(許可証の再交付)

第13条 規則第14条の規定に基づく再交付申請書等を受理した警察署長は、その記載事項を確認し、事実に相違ないと認めるときは、許可証の記事欄に再交付の年月日及び理由を記載の上、公安委員会印を押して申請者に交付しなければならない。

- 2 前項の場合において、警察署長は、き損のため提出された許可証がある場合には、確認の上、処分しなければならない。

(許可証の返納)

第14条 規則第14条の2の規定に基づく返納理由書等を受理した警察署長は、その記載事項を確認するとともに、申請書等送付書に当該理由書等の写しを添付した上、主管課長に送付するものとする。

(差止)

第15条 警察署長は、法第23条の規定に基づく質物又は流質物の保管を命ずるときは、保管指令書(別記様式第13号)を当該質屋に交付し、受領書を徴さなければならない。

(行政処分の上申)

第16条 警察署長は、管轄区域内の営業者又は営業関係者(管理者、法人の業務を行う役員、法定代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)が、法第25条の規定に該当し、行政処分の必要があると認めるときは、質屋営業者に対する行政処分上申書(別記様式第14号)により主管課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

- 2 主管課長は、内容を審査し、質屋営業者行政処分手続書(別記様式第15号)及び行

政処分理由書（別記様式第16号）に疎明資料を添付して公安委員会に処分を具申するものとする。

3 主管課長は、公安委員会による処分の決定があったときは、営業停止命令書（別記様式第17号）又は許可取消処分通知書（別記様式第18号）を作成し、警察署長に送付するものとする。

4 前項の場合において、警察署長は、被処分者に営業停止命令書又は許可取消処分通知書を交付するとともに、受領書（別記様式第19号）を徴し、かつ、行政処分状況を確認しなければならない。

（違反の通報）

第17条 警察署長は、他の警察署の管轄区域に属する営業者又は営業関係者が法又は規則に違反したことを認めるときは、次の各号に掲げる事項を当該事項に係る警察署長に通報しなければならない。ただし、県外の営業者に係るものは、主管課長を經由して本部長に報告するものとする。

- (1) 営業者の住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称及び所在地）
- (2) 許可証の番号及び交付年月日
- (3) 違反事実及び適用条項
- (4) 行政処分を必要とする理由

（許可取扱台帳）

第18条 主管課長は、許可をしたとき、又は廃業等（営業者の死亡を含む。）の届出を受理したときは、必要事項を許可取扱台帳（別記様式第20号）に記載しなければならない。

（許可台帳）

第19条 警察署長は、質屋許可台帳（以下「許可台帳」という。）を備え、新たに許可証を交付したときはこれに登載するものとし、営業所の移転その他の許可若しくは許可証の書換等許可台帳記載事項に異動があったとき、廃業し、死亡し、若しくは法人が解散したとき、又は行政処分のあったときは、その都度許可台帳に記載し、整理しなければならない。

附 則（平成28年3月30日福井県警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月13日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和3年1月13日から施行する。

附 則（令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和3年6月15日福井県警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和3年6月15日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式省略